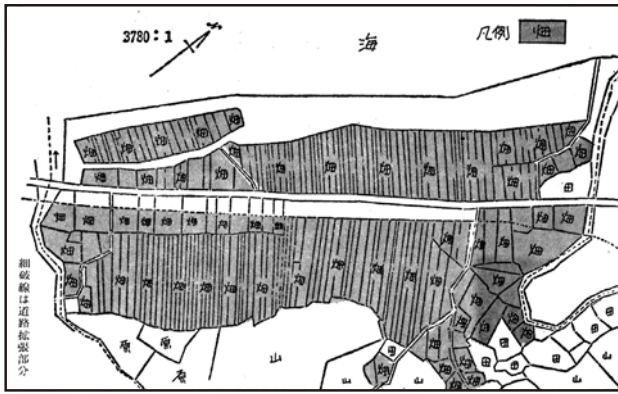


間切時代の納税 — 地割制について —

一八九九〜一九〇三（明治三十二〜三十六）年の土地整理事業によって土地が私有地になり、その土地の所有者が納税者となる前は地割制という納税制度がとられていました。税は各ムラ（現在の字）に課されており、各ムラでは納税のために、ムラの田畑を住民に割り当てていました。



地割地畑 谷茶金武浜（『恩納村誌』116頁）

この割り当て方はムラによって異なっており、また、同じムラでも、時代によって条件が異なることもありました。土地の割り当て方には、どのような土地を何年に一度割り当てる

か、また割り当てられる住民の年齢、性別など様々な条件がありました。王府に税を納めるため、恩納間切（現在の村）の各ムラではどのように土地を割り当てていたのでしょうか。いくつかの記録を紹介したいと思います。

まずは何年ごとに割り当てていたのかをみてみましょう。

明治十六年の記録によると（『沖縄県史二一』）、恩納ムラ（現在の字恩納）以外はこのムラのことかは分かりませんが、「恩納間切恩納村外四ヶ村」は年限を決めず、必要な時に村人で検討し、多数の意見によって地割を行ったようです。

明治十七年の「恩納間切取調調書（旧慣調一付間切吏員卜問答書）」によると、安富祖、瀬良垣、谷茶、富着、前兼久、真栄田は十年、恩納、山田、名嘉真、仲泊は十五年で割りかえるが、戸数が増える場合は年限を早めることもあると記されています。年限をある程度決めていますが、十年、十五年の間に状況が変わること

もあったのだと思います。このことについて、「各村旧藩中執行並内法約束取調書」（明治十九年）にも「百姓地割換内法は十五年一期と予定するといえども戸口繁殖する時は、年限を縮め割換をなす。其方法は夫地頭・掟以下人民中吟味之上、相定め割換配付致候事。」とあります。

『恩納村誌』には地割についての聞き取りが掲載されています。実際にはどのように割り振っていたのかを知るうえで重要な記録です。それによると「前兼久は四年毎に割替えが行われ、男女とも四才から男一に対して女は半分の配分になっていた。（略）真栄田（塩屋も一緒）は五年毎に仲泊は三年毎、谷茶は十年毎に土地の割替えがあったという。」とあります。実際にはその時代の事情や、田畑の広さといった地域の環境など、その時その時の状況に合わせた対応をしていたのだと考えられます。

次に割り当てる方法について見てみましょう。

名嘉真と富着は「地割基準値一覧（明治十六年三月）」という資料によると、年齢によって割り当てる歩合を決めていたようです。

その具体的な内容はわかりませんが、『琉球共産村落の研究』に「国頭地方恩納間切の一小部分此の法を行ふ」として、十五歳から五十歳までの男性を一、女性はその二分の一、五十一